

浜松市屋外広告物許可事務処理要綱

浜松市都市整備部土地政策課

浜松市屋外広告物許可事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市屋外広告物条例(平成17年6月1日浜松市条例第153号。以下「条例」という。)及び浜松市屋外広告物条例施行規則(平成17年6月30日浜松市規則第138号。以下「規則」という。)の規定による屋外広告物(以下「広告物」という。)の許可等に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(官公署等)

第2条 条例第3条第1項第12号に規定する官公署等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、官公署等が、民間の建物に入居している場合を除く。

- (1) 官公署 官庁、役所、警察署その他国又は地方公共団体の事務所
- (2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (3) 図書館 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (4) 公会堂 国又は地方公共団体が設置する公会堂
- (5) 公民館 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条の規定による公民館
- (6) 博物館 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定による博物館に相当する施設
- (7) 美術館 国又は地方公共団体が設置する美術館
- (8) 体育館 国又は地方公共団体が設置する体育館
- (9) 病院 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
- (10) 公衆便所 国又は地方公共団体が設置する公衆便所

(公共団体等)

第3条 条例第6条第1項第2号に規定する公共団体は、地方公共団体並びに法令に基づき一定の行政を行うことを存立の目的として与えられる団体で、土地改良区、社会福祉協議会、健康保険組合その他公共組合とする。

2 条例第6条第1項第2号に規定するこれらに類する団体は、公共団体等に類する団体で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国立大学法人、独立行政法人
- (2) 公立大学法人その他地方独立行政法人
- (3) 自治会
- (4) 地域おこし団体その他市長の認める団体

(管理広告物)

第4条 条例第6条第2項第2号に規定する管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 管理者の所在又は店舗や施設等の維持管理若しくは安全で円滑な運営のために表示し、又は設置する広告物又は掲出物件
- (2) 店舗や施設等の場合、店舗や施設等の利用者への表示を目的として、その便宜を図るために表示し、又は設置する広告物又は掲出物件。ただし、公衆に対して、営業案内や商品の宣伝を目的とするものを除く。

(乗合自動車)

第5条 条例第6条第2項第6号に規定する乗合自動車は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車とする。

(手数料の算定)

第6条 条例第35条第1項の規定による手数料は、1つの許可において複数の広告物を表示する場合、広告物を表示する建物又は掲出物件ごとに金額を算定して、それらを合計して算定するものとする。

(表示期間)

第7条 規則第9条第1項第1号に規定する広告物の表示又は掲出物件の設置の期間は、工事期間を含むものとする。

(屋外広告業登録事項変更届出書に添付が必要な書類)

第8条 規則第25条に規定する屋外広告業登録事項変更届出書(規則第23号様式)に添付が必要な書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者又は商号が変更になった場合
 - ア 屋外広告業登録済証(規則第22号様式)
 - イ 住民票の写し又はこれに代わる書面(申請者が法人の場合、法人の登記事項証明書又はその写し)
- (2) 業務主任者又は営業所が変更になった場合 業務主任者が条例第31条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面又はその写し
- (3) 法人の役員が変更になった場合 法人の登記事項証明書又はその写し

(特例屋外広告業届出書の添付書類)

第9条 規則第27条の5第3号に規定する市長が必要と認める書類は、届出者が法人の場合、法人の登記事項証明書又はその写しとする。

(特例屋外広告業届出事項変更届出書の添付書類)

第10条 規則第27条の6に規定する特例屋外広告業届出事項変更届出書に添付が必要な書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、代表者又は商号が変更になった場合
 - ア 特例屋外広告業届出済証(規則第35号様式)
 - イ 静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)に基づく屋外広告業の登録を受けていることを証する書面は又はその写し
- (2) 静岡県屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録の有効期間が変更になった場合
静岡県屋外広告物条例に基づく屋外広告業の登録を受けていることを証する書面又はその写し
- (3) 業務主任者又は営業所が変更になった場合 業務主任者が条例第31条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面又はその写し
- (4) 法人の役員が変更になった場合 法人の登記事項証明書又はその写し

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。